

佐賀県告示第 59 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 10 条第 1 項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、令和元年 8 月 30 日から施行する。

令和元年 8 月 29 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 知事指定薬物の名称

- (1) 化学名 N - フェニル - N - [1 - (2 - フェニルエチル) ピペリジン - 4 - イル] シクロペンタンカルボキサミド（通称名：Cyclopentyl fentanyl）及びその塩類
- (2) 化学名 5 - ペンチル - 2 - (2 - フェニルプロパン - 2 - イル) - 1 H - ピリド [4 , 3 - b] インドール - 1 - オン（通称名：CUMYL-PEGACLONE、SGT-151）及びその塩類
- (3) 化学名 5 - (5 - フルオロペンチル) - 2 - (2 - フェニルプロパン - 2 - イル) - 1 H - ピリド [4 , 3 - b] インドール - 1 - オン（通称名：5F-CUMYL-PEGACLONE、5F-SGT-151）及びその塩類

2 指定の理由

条例第 2 条第 7 号に掲げる薬物に該当し、人の健康に被害が生ずると認められ、かつ、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため